
プロジェクト ASAF 対応

項目 IFRS 第 3 号「企業結合」の適用後レビュー

本資料の目的

1. 本資料は、2015 年 3 月の ASAF 会議で予定されている IFRS 第 3 号「企業結合」の適用後レビュー（PIR）に関する議論について、企業会計基準委員会において委員の方からご意見をいただくために、国際会計基準審議会（IASB）スタッフにより作成された資料と ASBJ による発言案をまとめたものである。
2. ASAF 会議では、冒頭、以下について、各資料作成者から資料の説明がされた上で、その後、ASAF メンバーによる意見交換が行われることが予定されている。
 - (1) ASBJ、欧州財務報告諮問グループ (EFRAG)、イタリア会計基準設定主体 (OIC) : ディスカッション・ペーパー「のれんはなお償却しなくてよいか」に対するフィードバック
 - (2) IASB スタッフ: 発見事項及び次のステップ（以下「本ペーパー」という。）
3. 本ペーパーでは、2015 年 2 月の IASB 会議を踏まえて、IFRS 第 3 号の PIR について、次の点が記載されており、本資料の第 4 項以降において、それぞれについて概要を記載している。
 - IFRS 第 3 号の PIR の発見事項に関して、ASAF メンバーと意見交換を行う。
 - これらの発見事項に対する今後の取組み (follow-up work) についての IASB の決定に関して、ASAF メンバーと意見交換を行う。
 - IASB が計画している今後の取組みについて、ASAF メンバーからの助言を求める。

(本ペーパーの要約)

IFRS 第3号についてのIASBの発見事項

受け取ったフィードバックの要約

4. 次の項目について、投資者は様々な見解を有していた。
- (1) **のれんの事後の会計処理**：一部の投資者は、のれんの非償却によって、取得が予想どおり成果を上げているかどうかについて理解することが容易となるため、現行の要求事項を支持している。他の利用者は、企業結合で取得したのれんは、自己創設のれんによって補完されており、時の経過によって自己創設のれんに置き換えられるため、のれんの償却を支持している。
 - (2) **無形資産の識別**：一部の投資者は、会社が別の会社を購入した理由に関する洞察が得られるため、現行の要求事項を支持している。他の投資者は、ブランドや顧客関係等の無形資産を追加で認識するのは、主観性が非常に高いため、現行の実務を支持していない。現行の実務を支持しない投資者は、これらの無形資産は市場がある場合にのみ認識すべきであると考えている。
 - (3) **非支配持分 (NCIs) の測定**：一部の投資者は、NCIsを（純資産の）比例持分で測定すべきであると考えているが、一部の投資者は、公正価値を選好している。また、上記のどちらでも良いという投資者もいる。
 - (4) **条件付対価に関する事後の会計処理**：一部の投資者は、被取得企業が予想よりも業績が良い場合は、取得者は損失を認識することになるため、現行の要求事項は直感に反すると考えている。他の投資者は、被取得企業がどのような業績を上げているかについて把握することが容易となるため、現行の要求事項を支持している。
5. 一部の投資者は、段階取得及び支配の喪失に関する現行の要求事項を支持していないほか、被取得企業の事後の業績に関する追加の情報を求めている。
6. 多くの作成者は、次の分野について、適用が困難である、または、さらなる明確化が有用であると考えている。
- (1) **事業の定義**：多くの作成者は、事業の定義が広すぎると考えており、取引が企業結合か資産の取得かについて更なるガイダンスが必要であると考えている（特に、取得したプロセスの重要性が低く、取得企業から収益が生じない場合）。
 - (2) **公正価値測定**：多くの作成者は、条件付対価、偶発債務及びブランドや顧客関係等の無形資産について、公正価値測定が困難であると考えている。

- (3) のれんの減損テスト：多くの作成者は、減損テストが複雑で、時間がかかり、コストがかかるうえ、重大な判断を伴う（特に使用価値計算に用いられる仮定の決定及びのれんの資金生成単位への配分に）と考えている。
- (4) 従業員となる売却株主に対する条件付支払に関する会計処理：多くの作成者は、IASBに当該条件付支払の会計処理を再検討するよう求めている。これらの作成者は、雇用が終了する場合に条件付支払が失効することによって、会計処理が決定されるべきでなく、当該事実は、対価の一部として取り扱うか取得後の費用として取り扱うかについての指標の一つとすべきであるという見解を有している。
7. PIR への参加者の中には、IFRS 第3号の要求事項を満たすためのコストに懸念を有している者もいた。
8. このほか、PIR への多くの参加者は、IFRS と米国会計基準との間で企業結合会計の取扱いが乖離するリスクを軽減するために、将来変更を検討するのであれば、IASB は米国財務会計基準審議会（FASB）と共同で作業を行うべきであると考えていた。また、多くの参加者は、FASB が最近のれんの企業結合後の会計処理を再検討することを決定したことを指摘しており、IASB が類似の取組みを行うことを支持している。

学術研究及び関連する文献のレビュー

9. PIR の重要な一部として、のれん、その他の無形資産及び減損の価値関連性（Value relevance）に関する研究のほか、IFRS 第3号及びIAS第36号「資産の減損」に関する適用上の課題及び遵守状況に関する研究をレビューした。
10. このレビューによって、特に、のれん、その他の無形資産及びのれんの減損に関するIFRS第3号及びIAS第36号を用いる企業の有用性に関して、概ね、現行の要求事項を支持する証拠を得ることができたと考えられる。また、予想どおり、減損の認識に関する経営者のインセンティブの影響を示す研究もあったが、一部の著者は、減損が、経済要因、マーケットの指標及び企業の利益と相関していることを指摘した上で、減損の認識が目的適合的な情報を提供していると結論付けていた。他の研究では、特に開示の実務に関して、改善の必要性のある分野を特定していた。

2014年12月のIASB会議において合意された項目の分類

11. 2014年12月に、IASBは、IFRS第3号のPIRで今後の取組みにおいて検討すべき最重要の項目を特定した。重要性を評価に当たっては、次の事項が規準とされた。
- (1) 投資者（CMACを含む）は、現行の要求事項によってもたらされる情報の有用

性について懸念を有しているか

- (2) 作成者（GPF を含む）、監査人又は執行者は、現行の要求事項の適用に関して懸念を有しているか
- (3) 重点分野は、ASAF によって提案された論点に含まれているか
- (4) 重点分野は、SFAS 第 141 号（改訂）の PIR に関する財務会計財団（FAF）のレポート又は FASB のアジェンダに含まれているか

12. 2014 年 12 月の会議では、IASB は、PIR で特定した項目の重要性に基づく分類に同意した。次の表は、重要性に応じた分類と、各項目の次のステップについて、スタッフによる提案を示している。

項 目	IASB によつて合意された重要性の評価	スタッフが提案する考えられる次のステップ
1. のれんの減損テストの非有効性及び複雑性	特に高い	IAS 第 36 号「資産の減損」のレビューを行う（IAS 第 36 号は米国会計基準とコンバージェンスがなされていない）。減損モデルの改善を検討する。特に、簡素化する範囲を検討する。

項目	IASB によって合意された重要性の評価	スタッフが提案する考えられる次のステップ
<p>2. のれんの事後の会計処理（償却及び減損アプローチと比較した減損のみのアプローチのベネフィット）</p>	<p>特に高い</p>	<p>FASB と作業を行う。FASB は、のれんの耐用年数をどのように特定すべきかに重点を置き、償却及び減損アプローチを調査している。</p> <p>IASB は、追加的に、現在、減損のみアプローチ（我々が、学術文献をレビューした結果、価値関連性があることが示されている。）が提供している情報を失うことなしに、のれんの会計処理のコストを下げるのが可能かどうか、また、どのように可能かどうかについて調査を行う。これには次の検討が含まれる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 現在、減損のみアプローチにより提供されている情報を損なうことのない償却方法（amortisation method）を開発することにより、償却及び減損モデルを修正するかどうか ● IAS 第 36 号が長期的にレビューされている間、寄せられた懸念に適時に対処するために、減損のみアプローチに対して、短期的にどのような改善が可能かどうか
<p>3. 事業の定義の適用に関する課題</p>	<p>中/高</p>	<p>FASB と作業を行う。FASB は、事業の定義の明確化の分析と関連する適用ガイダンスに重点を置いている。</p> <p>分析を行う際、IASB は追加的に、企業固有のアプローチよりも市場参加者アプローチの方が望ましいかどうかについて、検討を行う可能性がある。</p>

項目	IASB によって合意された重要性の評価	スタッフが提案する考えられる次のステップ
4. 無形資産（例えば顧客関係やブランド名）の識別と公正価値測定	中/高	<p>FASB と作業を行う。FASB は、特定の無形資産（例えば顧客関係）をのれんに含めるべきかどうかについて分析を行っている。</p> <p>IASB は追加的に、顧客関係の識別及び関連する測定に有用な追加的なガイダンスを提供することが可能かどうかの検討を行う可能性がある。</p>
5. 被取得企業の事後の業績に関する情報	中	<p>更なる分析を行う。例えば、当該情報の作成はどの程度実務上可能か、取得後の何期間（reporting period）について提供すべきかについて調査を行う。</p>
6. 条件付対価に関する事後の会計処理の有用性	中	<p>更なる分析を行う。</p> <p>一部の者は、特定の状況において、条件付対価の公正価値の変動を、取得した資産に含めて認識するかについて調査することを提案している。</p>
7. 条件付対価及び偶発負債の公正価値測定	中	<p>更なる分析を行う。</p> <p>一部の者は、条件付対価及び偶発債務は、信頼性をもって測定可能である場合に限って認識すべきかどうかについて調査することを提案している。</p>
8. 段階取得及び支配の喪失の会計処理の有用性	中	<p>更なる分析を行う。</p> <p>一部の参加者は、再測定による利得を OCI で認識すべきかどうかについて調査することを提案している。</p>

項目	IASB によつて合意された重要性の評価	スタッフが提案する考えられる次のステップ
9. 非支配持分の測定	低	更なる分析を行う。 一部の参加者は、非支配持分の測定を全ての企業結合に対する会計方針の選択とすべき(すなわち、取引ごとの選択とすべきではない)かについて調査することを提案している。
10. プロフォーマ情報(前年度の比較情報)	低	更なる分析を行う。例えば、当該情報の作成はどの程度実務上可能かについて調査を行う。
11. 負ののれんを純損益で認識することの有効性	低	更なる分析を行う。一部の参加者は、負ののれんを OCI で認識すべきかどうかについて調査を行うことを提案している。
12. 従業員となる売却株主に対する条件付支払に関する会計処理	低	更なる分析を行う。一部の参加者は、従業員となる(又は引き続き従業員である)売却株主に対する条件付支払に関するガイダンスを修正することを提案している。これらの一部の参加者は、当該ガイダンスを対価として取り扱うべきか取得後の費用として取り扱うべきかを検討する際の指標の一つとすべきであるという見解を有している。

2015年2月のIASB会議において合意された今後の取組み

13. 2015年2月のIASB会議において、次の論点をリサーチ・アジェンダに追加することを決定した。なお、(1)から(3)は相互に関連している。

- (1) IAS 第36号の減損テストをどのように改善すべきか(項目1)
- (2) のれんの事後の会計処理(減損のみアプローチと償却及び減損アプローチの利点の比較を含む)(項目2)
- (3) ブランドや顧客関係等の無形資産の識別と測定(項目3)

- (4) 事業の定義をどのように明確化すべきか (項目 4)

次のステップについてのスタッフによる提案

IAS 第 36 号の減損テストをどのように改善すべきか (項目 1)

14. PIR による最も重要性が高い発見事項は、減損テストの改善の必要性であり、のれんの償却が再導入されるかどうかに関わらず、検討を行う必要がある。
15. 我々が認識している論点には、次の事項が含まれる。
- (1) 使用価値 (VIU) の見積りの困難性 (税前の割引率の使用が困難、資本的支出を含めることの禁止への懸念、主観性の高さ)
 - (2) 減損損失の認識が、減損の発生に明らかに遅れていること
 - (3) のれんを配分する CGU を決定するのが困難であること
 - (4) 減損の兆候がないのに減損テストを年次で行うにはコストがかかること
16. IAS 第 36 号を改善するにあたって、減損テストに関する全ての重要な論点を識別した上で代替的なアプローチを検討するために、幅広いアプローチが必要となる。PIR では、IAS 第 36 号自体には重点が置かれていなかったが、減損損失の運用について多くのフィードバックが示された。

のれんの事後の会計処理 (項目 2)

17. このプロジェクトはのれんを償却するかどうかについて検討するものであるが、のれんの減損のみのアプローチを維持するのか、償却及び減損アプローチに移行するかの単純な選択ではなく、情報を提供するにあたってのコストを理解する一方、どのような情報が投資家に最も有用かを明らかにすることが重要であると考える。また、減損テストに対して示された懸念とのれんの非償却に対して示された懸念には関連性があると考えられる。
18. このため、IASBは追加的に、現在、減損のみアプローチ (我々が、学術研究をレビューした結果、価値関連性があることが示されている。)により提供されている情報を失うことなしに、のれんの会計処理のコストを下げることが可能かどうか、また、どのように可能かどうかについて調査を行う。これには次の検討が含まれる。
- 寄せられた懸念について、減損のみアプローチ (特に減損テスト) に対して、どのような改善により対処することが可能か

- 現在、減損のみアプローチにより提供されている情報を損なうことのない償却方法（例えば、逦増償却法（increasing balance method））を開発することにより、償却及び減損モデルを修正するかどうか
19. さらに、次の事項を検討する必要があると考えられる。
- (1) 参加者のフィードバックと学術証拠とになぜ相違があるのかについて理解すること
 - (2) 減損のみアプローチに対する懸念の要因を分析すること
 - (3) （現行の）減損のみアプローチと（現行の基準を）変更した場合のコストと便益のトレード・オフを理解すること
20. 上記検討を進めるにあたって、次の事項を考慮する必要があると考えられる。
- (1) この項目に関して、ASBJ、EFRAG 及び OIC によって行われた作業の結果を検討する。
 - (2) この論点に関する相互の作業から得られる便益を共有することを目的として、この論点に関して既に作業を行っている FASB スタッフとの連携を継続する。

無形資産の識別と測定（項目 3）

21. 無形資産の識別と測定が困難であるという点に関して、PIR を通じて聞かれた主な要因は、次のとおりである。
- (1) 多くの無形資産は単独で頻繁に取引されておらず、活発な市場がない場合が多いこと
 - (2) 多くの無形資産は固有の特徴を有しており、識別及び価値の評価が容易ではないこと
 - (3) 評価技法が複雑で主観的であること
 - (4) 無形資産が法的に強制力のある権利を基礎としていない場合には、測定がより複雑となること
 - (5) 一部の無形資産の耐用年数は主観的であること
22. また、リサーチにおいて、特定の無形資産をのれんに含まるかどうかに加えて、企業結合で通常取得する無形資産の種類及びこれらの資産の測定の目的に関する追加的なガイダンスを提供可能かどうかについて検討を行うべきと考えられる。
23. この論点に関して既に作業を行っている FASB スタッフとの連携を継続する必要があると考えられる。

事業の定義をどのように明確化すべきか（項目 4）

24. 一部の産業（特に、不動産、採掘活動、医薬品、テクノロジー及び船舶）では、事業の定義を適用することが困難であると考えている。取得が事業を含むかどうかに関して、PIR の参加者が困難であると考えられる主な点は、次のとおりである。
- (1) 資産一式の一部としてプロセスの目的適合性（relevance）を評価することに加えて、（資産）一式とは別にプロセスの重要性を評価すること
 - (2) 事業の定義が幅広く、IFRS 第 3 号では（ほとんど）ガイダンスがないこと
 - (3) 「事業として運営する能力」（capable of being conducted as a business）という用語が取引に事業を含むかどうかの決定に有用ではないこと
 - (4) 取得企業から収益が生じない場合について、事業の定義の明確化が必要であること
 - (5) 市場参加者が定義されていないため、ある市場参加者の観点からは事業であるが、ある市場参加者の観点からは事業ではない可能性があること
 - (6) 評価が主に事実に基づいており（fact-driven）、事業としての合理性（rational）、取得企業の戦略的な意図及び目的を考慮に入れていないこと
25. また IASB は、参加者からの懸念に対処するため、どのように事業の定義及び関連する適用指針を明確化すべきかについて検討すべきであると考えられる。
26. さらに、この論点に関して既に作業を行っている FASB スタッフとの連携を継続する必要があると考えられる。
27. この点、参加者からは、資産の取得か企業結合かによる会計処理の相違に関する懸念が聞かれた。IASB は追加的に、会計処理の相違を軽減することが可能かどうか、又それはどのように可能かについて検討を行うことを考えている。

ASAF メンバーに対する質問事項

28. ASAF 会議では、上記を踏まえ、1A 及び 1B について質疑応答や意見交換が行われるほか、次の点について議論がされることが予定されている。
- (1) 項目 1 から 4 に対する予備的提案について、(ASAF メンバーが IASB に対して) 何かアドバイスを有するか。

ASAF 会議における発言案

29. ASAF 会議（2015 年 3 月）において、主について発言することを予定している。

(基準設定プロジェクト)

- (1) 我々は、適用後レビューによるフィードバックにおいて特に検討を行うことが必要とされた項目については、改めてアジェンダ・コンサルテーションにおいて意見収集を行うことなく、適切なアジェンダ設定を行うべきと考えている。
- (2) 特に、のれんの事後の会計処理に関しては、ASBJ、EFRAG 及び OIC により公表されたディスカッション・ペーパーに寄せられたコメントや追加的に行われているリサーチを踏まえると、アジェンダ・コンサルテーションの結果を待たずに、速やかに基準設定プロジェクトとすべきと考えている。
- (3) このため、我々は、基準開発を行う前にリサーチを行うことの有用性は理解するが、論点は既に識別されているため、少なくとも、ディスカッション・ペーパーを公表する意義は乏しいと考えている。このため、当該リサーチは、IASB のデュープロセスに新たに設けられた「リサーチ・プロジェクト」の一部として行うのではなく、FASB による取組みと同様、進行中のアジェンダ (active agenda) の一部として検討を行うべきと考える。

(FASB との作業)

- (4) 企業結合会計に関する米国会計基準とのコンバージェンスの維持については、これまでの経緯を踏まえると極めて重要であり、少なくとも、FASB と適時に協議を行いつつ、基本的な方向性については整合させるように作業を行うべきであると考えている。

(学術研究とフィードバックとの整合性)

- (5) 今回のアジェンダ・ペーパーでは、減損のみのアプローチの有用性を支持する論拠として学術論文のレビュー結果が多く参照されている。しかし、我々が、我が国の学術研究者の助言を得て、関連する文献をレビューした結果、以下の含意を得ている。
 - IASB スタッフが検討対象とした学術論文では、多くにおいて、そもそも減損のみアプローチと償却及び減損を組み合わせたアプローチの比較がされていないほか、一定の比較がされている場合でも、IFRS の初度適用の影響全般を含め、多くのコントロール要素が含まれている。
 - また、我々が対象とした論文のレビュー結果においては、複数の学術文献において、減損のみアプローチよりも、償却及び減損の組み合わせたアプローチの方が、価値関連性が高いことが示されているほか、IASB スタッフが検討対象とした学術論文においても、償却及び減損の組み合わせたア

アプローチの方が、価値関連性が高いことを示している研究もある。

- このため、少なくとも、IASB スタッフがレビュー対象とした実証研究から得られた含意からのみによって、減損のみアプローチの方が償却と減損を組み合わせたアプローチよりも価値関連性を有するという旨について結論を下すことは困難と考えている。

(今後のリサーチのあり方)

- (6) 仮に IASB が 2015 年 2 月会議における暫定決定の通りにリサーチを進めていく場合、無形資産の識別を含め、のれんの償却に関連する諸論点をパッケージとしてリサーチを行うことを支持する。
- (7) この点、ASBJ、EFRAG 及び OIC によるリサーチ・グループは、今後、のれんの償却（及び減損アプローチ）が再導入されることを前提として、項目 1 から 3 に関連する減損テストや無形資産の識別、関連する開示をどのように改善可能かについてリサーチを継続することを予定している。我々は、今後数カ月の間に当該リサーチを行うことを予定しており、当該リサーチ結果を適時に IASB に提供したい。

ディスカッション・ポイント

上記の ASAF 会議における発言案について、ご意見を頂きたい。

以 上